

重要事項説明書

1 事業の目的

ベストリハ株式会社が開設する「ベストリハ訪問介護ステーション」が行う、訪問介護事業の適切な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、訪問介護事業を提供することを目的とします。

2 運営の方針

訪問介護ステーションの訪問介護従業者は、要介護・要支援認定者の有効期間認定を受けている者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において要介護・要支援状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定し支援します。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の指定居宅介護支援事業所等と綿密な連絡を図り、総合的な保健・医療・福祉サービスの提供に努めるものとします。訪問介護ステーションは必要な時に必要な訪問介護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努めます。

3 訪問介護サービスを提供する法人の概要

事業所名	ベストリハ株式会社
法人格	営利法人
代表者氏名	代表取締役 渡邊 仁
本社所在地	東京都台東区上野六丁目16番17 朝日生命上野昭和通ビル6階
連絡先	電話:03-6284-4350 FAX:03-6284-4351
企業理念	『不自由な世界を変える』
他サービス種類	通所介護・訪問看護・児童発達支援等

4 利用者へのサービスを提供する事業所の概要

事業所名(本店)	ベストリハ訪問介護ステーション大宮東
事業所番号	1176521068
事業所所在地	〒337-0016 埼玉県さいたま市見沼区大字東門前44-3 メノンドソレイユ 202
連絡先	電話:048-878-8089 FAX:048-878-8090
管理者	伊藤 好美
通常の実施地域	さいたま市、春日部市

5 サービスの内容

1 訪問介護は利用者の居宅において、看護師その他省令で定めるものが療養上の世話又は療養の補助などを行うサービスです。

6 サービス内容区分

1 身体介護

- (1) 食事介助(特段専門的配慮をもって行う調理)
- (2) 入浴介助
- (3) 排泄介助
- (4) 更衣介助
- (5) 身体整容
- (6) 体位変換
- (7) 移動・移乗介助
- (8) 服薬介助
- (9) 起床・就寝介助
- (10) 自立生活支援のための見守りの介助

2 生活援助

- (1) 買物
- (2) 調理
- (3) 掃除
- (4) 洗濯

3 訪問介護計画の作成

4 通院等のための乗車又は降車の介助

5 その他(介護相談等)

6 日常生活支援総合事業(訪問型独自サービス)

※契約者以外の方のサービス提供は致しかねますので、ご了承ください

7 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日	祝祭日	土・日曜日
営業時間	8:30～17:30	8:30～17:30	休み
提供時間	7:00～22:00	7:00～22:00	休み

(注)12月30日～1月3日は「休み」となります。

8 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数	常 勤	非 常 勤
サービス提供責任者	サービス提供の調整	1名以上	1名以上	0名
管理者	施設の管理	1名	1名	0名
訪問介護員	サービスの提供	2.5名以上	2.5名以上	0名

*日勤…8:30～17:30 半日勤…8:30～12:30・13:30～17:30 *月曜日～金曜日

9 サービス利用料(円)

別紙料金表を参照ください。

《利用者負担額の計算方法》 ※介護保険の場合
負担額＝単位数×(地域単価)×(自己負担割合)

10 サービス利用のキャンセル

指定訪問介護サービスの利用のキャンセルについては、利用者が前日17時までに事業者へ通知した場合、利用料等を負担する必要がありません。

ご連絡を頂く時間	キャンセル料
当日、訪問までに連絡があった場合	1提供あたりの料金の10%を請求いたします。
当日、訪問までに連絡のない場合	1提供あたりの料金の100%を請求いたします。

※但し、利用者様の容態の急変などやむを得ない事情がある場合は不要です。

11 サービス利用料支払方法

自己負担金は、原則的にA自動口座引き落としにてお支払頂きますようお願いいたします。

但し、やむを得ない事情がある場合につきましては、Bのお支払方法も受付いたします。

A.自動口座引き落とし

- ・ご指定の金融機関の口座から月1回、翌月所定の振替日(土日祝日の場合は翌銀行営業日)に引き落としさせていただきます。
- ・口座引き落としの手続き完了までの期間及び介護保険上の事情により請求が遅れた場合や残高不足等の事情により口座振替が出来なかった場合の自己負担金については、Bの方法をお願いいたします。

B.現金払い(翌月10日前後にご請求をさせていただきます。)

12 事故発生時の対応

事故防止には最善を尽くします。万が一、事故が発生した場合は以下の点に留意して対応させていただきます。

①事故が発生した場合、予めお知らせいただいている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも連絡します。

②事故を調査した結果に基づいて、ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。

③事故後の対応にあたっては、ご利用者本人やご家族の気持ちを考え、誠意ある態度で対応します。

④利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者へ過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除、または賠償額を減額されることがあります。

尚、事故発生後の再発防止については是正処置計画を立案し対策を講じます。

13 緊急時等の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じます。

14 高齢者虐待

本事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり、必要な処置に努めます。

①研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

②居宅サービス計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。

③従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

15 虐待防止等のための措置

(1)虐待防止

本事業所では、従業者への虐待防止等の研修を実施します。虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(年1回以上)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。

虐待防止委員会に係る委員長、責任者および委員の構成については、別紙にて記載します。

(2)身体拘束等の適正化

本事業所では、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的(年1回以上)に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底します。身体拘束等の適正化のための指針を整備します。

また、従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

16 感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止

本事業所では、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に努めるとともに、下記有効とされている予防対策を必要に応じて講じ、訪問サービスの提供に努めます。

- ①訪問時の手洗い(石鹸持参)、うがい、アルコール消毒(持参)
- ②サービス中のマスクの着用、必要に応じてフェイスシールド等の着用
- ③訪問中の定期的な換気

17 連帯保証人について

連帯保証人は、乙と連帯して本契約に基づく一切の責めを負います。

乙は、甲から連帯保証人の追加または変更の指示を受けた場合に於いては、遅滞なく必要な手続きを取らなければなりません。

甲、乙及び連帯保証人は、本契約から生ずる権利義務について、紛争を生じたときは、甲の住所を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに合意します。

18 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所	所在地	〒337-0016 埼玉県さいたま市見沼区大字東門前44-3 メゾンドソレイユ 202
ベストリハ訪問介護ステーション大宮東	電話番号	048-878-8089
管理者 伊藤 好美	FAX番号	048-878-8090
	受付時間	8:30~17:30(月~金)

当施設以外に、お住まいの市町村の相談・苦情窓口、国民健康保険団体連合会等でも受け付けています。

埼玉県国民健康保険団体連合会	TEL 048-824-2568
さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課	TEL 048-829-1264・1265
春日部市介護保険課	TEL 048-796-8275
見沼区役所健康福祉部高齢介護課	TEL 048-669-6067

【2024年7月1日現在】

ベストリハ訪問介護ステーション大宮東 自己負担料金表

さいたま市 3級地 地域単価 11.05 単位(円)

1.基本料金表(1回の訪問介護の利用料)

項目	時間	基本単位	料金			
			基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護01	20分未満(2H有)	163	1,801	181	361	541
身体介護1	20分以上30分未満	244	2,696	270	540	809
身体介護2	30分以上1時間未満	387	4,276	428	856	1,283
身体介護3	1時間以上	567	6,265	627	1,253	1,880
1時間を超えて30分を増すごとに	-	82	906	91	182	272
身体介護1 生活援助1	20分以上	309	3,414	342	683	1,025
身体介護1 生活援助2	45分以上	374	4,132	414	827	1,240
身体介護1 生活援助3	70分以上	374	4,132	414	827	1,240
生活援助2	20分以上45分未満	179	1,977	198	396	594
生活援助3	45分以上70分未満	220	2,431	244	487	730
身体介護2 生活援助1	身体30分以上60分未満 生活20分以上45分未満	452	4,994	500	999	1,499
身体介護2 生活援助2	身体30分以上60分未満 生活45分以上70分未満	517	5,712	572	1,143	1,714
身体介護2 生活援助3	身体30分以上60分未満 生活70分以上	582	6,431	644	1,287	1,930
身体介護3 生活援助1	身体60分以上90分未満 生活20分以上45分未満	632	6,983	699	1,397	2,095
身体介護3 生活援助2	身体60分以上90分未満 生活45分以上70分未満	697	7,701	771	1,541	2,311
身体介護3 生活援助3	身体60分以上90分未満 生活70分以上	762	8,420	842	1,684	2,526

- ※1ヶ月のご利用料金は、合計利用単位数×(地域単価)の計算となります
- 但し、1円未満の端数処理の都合上、多少の誤差が生じる場合があります
- ※介護保険を利用する場合は、負担割合証に応じてご利用者様の負担額が決まります
- 但し、介護保険の範囲を超えたサービス利用は、全額自己負担になります
- ※上記料金表には特定事業所加算(Ⅱ)が含まれています

2.加算・割増料金(状況・要望に応じて変動する利用料)

項目		(単位数)	利用料			
			基本料金	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算※1	1月につき	200	2,210	221	442	663
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日につき	3	33	4	7	10
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日につき	4	44	5	9	14
口腔連携強化加算	1月につき	50	552	56	111	166

※1 サービス提供責任者が(訪問介護職員に同行した場合も含む)が初回もしくは初回の月にサービスを行った場合

項目	加算区分	単位数	利用料 (10割分)
介護職員等処遇改善加算	加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数×24.5% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価
	加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×22.4% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価
	加算(Ⅲ)	介護報酬総単位数×18.2% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価
	加算(Ⅳ)	介護報酬総単位数×14.5% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数× 1単位の単価

項目	単位数または割合	内容
夜間、早朝料金	所定単位数の25%増	夜間(18-22時)、早朝(6-8時)に訪問した場合
深夜料金	所定単位数の50%増	深夜(22-6時)に訪問した場合
2人訪問	所定単位数の200%増	やむを得ない事情等により、利用者様の同意を得て2人で訪問した場合

3.減算(状況・要望に応じて変動する利用料)

項目		(単位数) 2024年4月	要件
同一建物減算	①10%減算	90/100	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②及び④に該当する場合を除く)
同一建物減算	②15%減算	85/100	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
同一建物減算	③10%減算	90/100	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
同一建物減算	④12%減算	88/100	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

4.その他の費用(保険適用外の料金)

項目	料金	内容
キャンセル料	1提供あたりの料金の10%	当日、訪問までに連絡があった場合
	1提供あたりの料金の100%	当日、訪問までに連絡がない場合